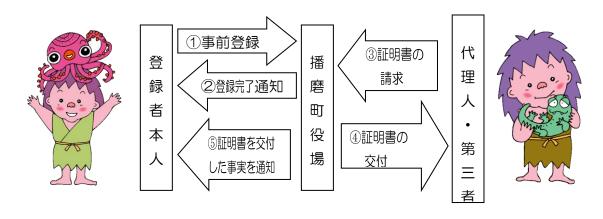
『本人通知制度』とは?

本人通知制度とは、事前に登録した人の住民票や戸籍謄本などを、本人等の代理人やそれ以外の 第三者に交付した場合に、**交付した事実を登録者本人に通知する**ものです。

※第三者からの請求があった場合に本人に確認を行ったり、請求を拒否する制度ではありません。



『本人通知制度』の目的は?

住民票の写し等の不正取得による個人の権利の侵害の防止・抑止を図ることです。

また、この制度が周知されることにより、委任状の偽造や不必要な身元調査などの早期発見、未然防止につながります。

$^{ m \Omega}$ 事前登録するには?

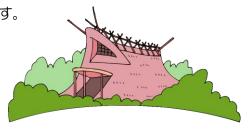
本人通知制度を利用したい方は、まず事前登録の申請をしてください。

登録費用は無料です。郵送による申請も可能です。

- 登録できる方
 - 播磨町に住民登録をしている方
 - 播磨町に本籍をおいている方
 - ※それぞれ過去にあった方を含みます

②申請窓口

播磨町役場住民課 月曜~金曜 午前8時30分~午後5時15分



事前登録の手続きに必要なものは?

- ①播磨町本人通知制度事前登録申請書
- ②窓口へ来られる方の本人確認書類
 - 1点で良いもの 運転免許証、パスポート、顔写真付マイナンバーカード、

顔写真付住民基本台帳カードなど

・2点必要なもの 健康保険証、年金手帳など

③代理人の場合

- 委任状
- 代理人の本人確認書類(②参照)
- ・登録を希望する人の本人確認書類(コピー可)
- ④法定代理人(未成年者の保護者や成年後見人)の場合
 - ・ 法廷代理人の本人確認書類 (②参照)
 - ・登録を希望する人の本人確認書類(コピー可)
 - ・法定代理人であることがわかる書類



登録日は原則、申請日の翌々日となります。

事前登録申請後に、登録日や登録内容を記載した「登録完了のお知らせ」を郵送します。

通知の対象となる証明書は?

登録日以降に発行された下記の証明書が交付通知の対象となります。

- ・住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- ・戸籍謄本及び抄本
- 改製原戸籍謄本及び抄本 戸籍の附票の写し 戸籍記載事項証明書

(それぞれ、消除されたものも含みます。)

通知される内容は?

- 交付年月日
- 交付した証明書の種類と通数
- ・請求者の種別(「本人等の代理人」または「代理人以外の第三者」) (請求者の氏名や住所等の個人情報は、通知書に記載されません。)

通知の対象となる請求は?

・ 本人等の代理人からの請求 ・ 代理人以外の第三者からの請求

<u>※本人等</u> とは	
住民票関係	本人または本人と同一の世帯に属する者
戸籍関係	本人、本人の配偶者、直系尊属(父母、祖父母等)、直系卑属(子、孫等)

問い合わせ先

住民課 ☎079(435)2363

